

今回は、

「ストレスチェック について」



皆さまこんにちは！

今回は「**ストレスチェック**」についてお伝えします。

ストレスチェックというと従業員の方からは「あ～知っているよ」とか「何十問か答える、あれでしょ」と言われます。

経営者に何うと、「我が社は 50 人未満なのでやらなくて良いんだよ」とか「ネットで無料で受けているよ」と言われます。

少し違うのですが、皆様はお判りでしょうか？

ストレスチェック制度は**労働安全衛生法が改正**され、平成 27 年 12 月 1 日から、**ストレスチェックの実施が事業者**に義務付けられました。

☆ 労働者数 50 人未満の事業場は当分の間、

「**努力義務**」ですが、50 人以上の事業場は業種などにかかわらずすべての事業場で実施しなければなりません。

☆ 職場におけるメンタルヘルス対策等

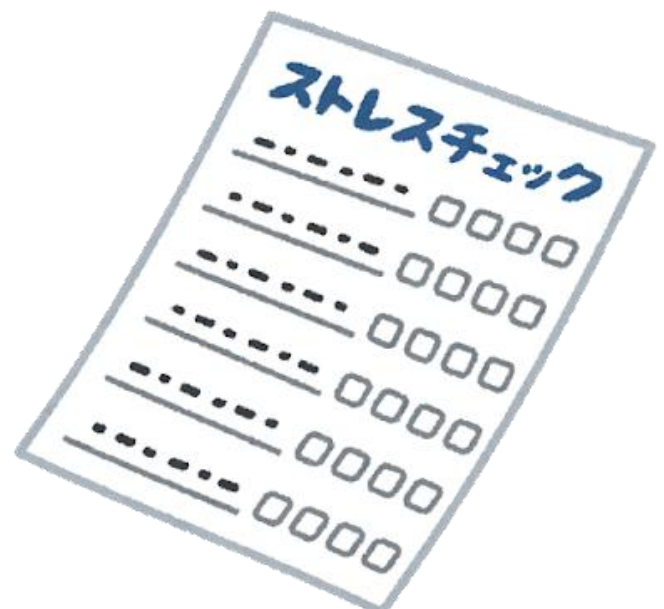
(1) ストレスチェック制度

(2) 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

(3) 東京産業保健総合支援センターなどがあります。

この制度は、「働く人の心理的な負担を早めに把握」し、「本人のセルフケアと職場環境の改善」につなげるための仕組みとなっています。

「努力義務」ですが、これは今まで拡大解釈をされ、「50 人未満の事業所はやらなくて良い」という風潮



となっていました。

努力義務というのは法律の条文で「～するよう努めなければならない」「～努めるものとする」と規定された内容を指します。

事業所には積極的に努力することが義務づけられますが、法的拘束力や罰則がなく、どの程度対応するかは企業ごとの裁量に委ねられていることなどから、「やらなくていい」という解釈になっていたのではないのでしょうか？

しかし、2025年5月に労働安全衛生法が改正され、従業員50人未満の中小企業でもストレスチェックが義務化されることが決まりました。

このため、**2028年4月1日**からは、**【50人未満の事業所】**でも**「完全義務化」**されます。



このため、今から準備していないといざという時に慌てることになりますので、衛生委員会や安全衛生委員会などで検討しておく必要があります。

無料のインターネット上にあるストレスチェックに回答しても「ストレスチェックを受けた」ことにはなりません。

ストレスチェック制度を円滑かつ効果的に運用するためには、「**ストレスチェック実施者**」と

「実施事務従事者」といった各役割が明確に定義され、それぞれがその責任と役割を果たすことは必要不可欠となります。

次回詳しくお伝えしたいと思います。

次回は何でしょう？
お楽しみに！

